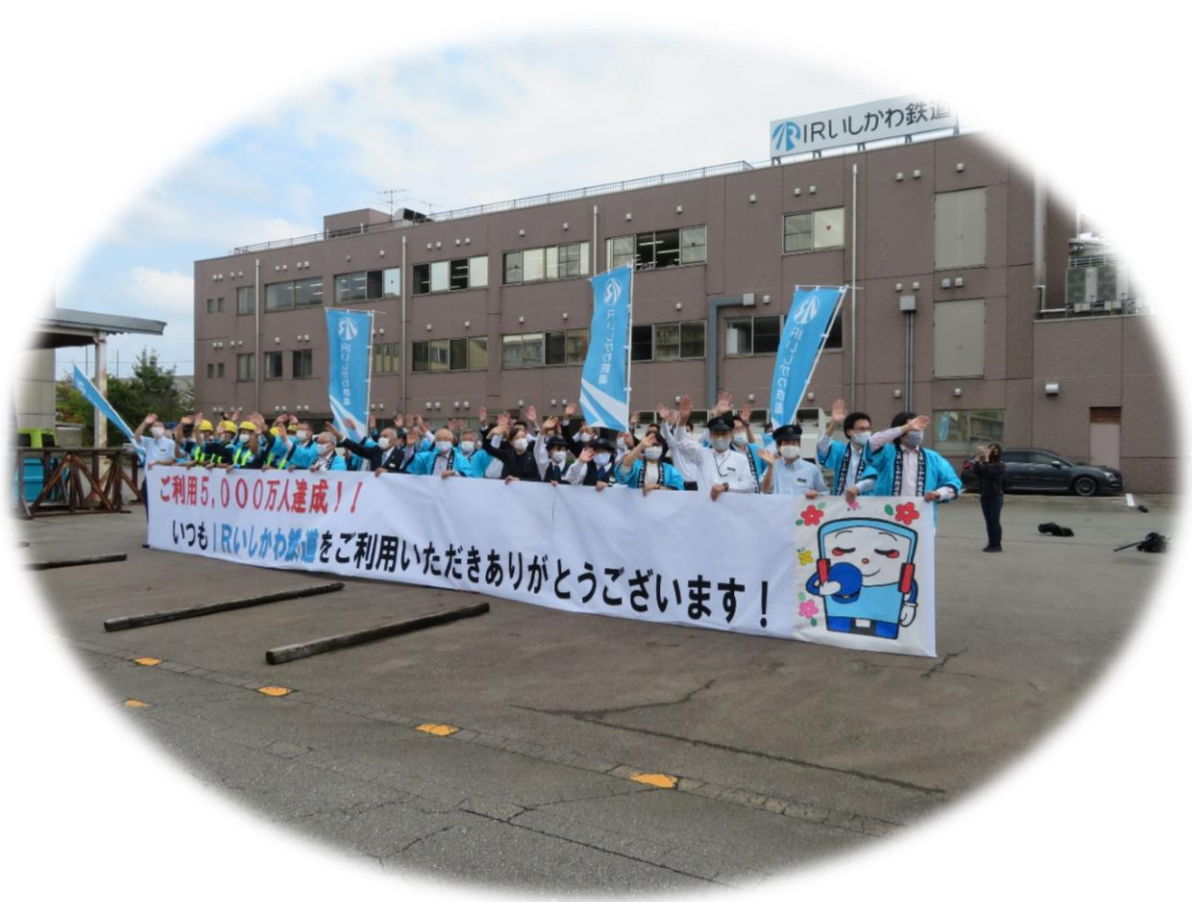




2021 年 **Ishikawa** **Railway** 安全報告書



この「安全報告書 2021」は、鉄道事業法第19条の4に基づき作成しています。

目 次

はじめに	1
------	---

I. 安全の基本的方針と安全目標

1. 2020年度 安全目標	2
2. 安全綱領と安全行動指針	2
3. 2020年度 安全行動指針の具体的取り組み	2
4. 2021年度 安全基本方針	3

II. 安全管理体制

1. 安全確保に向けた体制	4
2. 管理者の役割	4
3. 安全管理体制の強化	5
(1) 「安全の日」の制定	5
(2) 安全推進委員会	5
(3) 安全統括管理者ミーティング	5
(4) 安全衛生委員会	5
(5) 安全監査・安全マネジメント監査	5
(6) 顧問による安全講話	5

III. 鉄道運転事故等発生状況

1. 鉄道運転事故	6
2. インシデント	6
3. 輸送障害	6

IV. 輸送の安全確保の取り組み

1. 事故防止の取り組み	7
(1) 気がかり事象の提出態勢と活用	7
(2) PDCAの取り組み	7
(3) 「安全診断チーム」の設置	7

2. 社員の教育・訓練	8
(1) I R いしかわ鉄道 総合事故対応訓練	8
(2) 西日本旅客鉄道株式会社との合同訓練(伝令法) 【運輸課・津幡駅】	8
(3) 他会社の脱線復旧訓練への参加【運輸課・車両】	9
(4) 「他社との異常時訓練」及び「実務能力向上」の実施【指令所】	9
(5) 電車を使用しての訓練【運転センター】	10
(6) 異常時を想定した復旧訓練【施設センター】	10
(7) 列車防護合同訓練【運輸・設備指令・運転・施設・電気センター】	11
(8) 踏切遮断折損時の遮断桿取替訓練【電気センター】	11
(9) 異常時復旧訓練【電気センター】	11
3. 資質管理	12
(1) アルコール検知器の使用	12
(2) 運転士の眼鏡確認	12
(3) S A S の対応	12
(4) 乗務員の定期研修及び技能確認	12
(5) 新人乗務員のフォローアップ研修	12

V. 安全対策

1. 踏切の安全対策	13
(1) 障害物検知装置	13
(2) 踏切遮断不良検知装置	13
(3) 踏切支障報知装置	13
(4) オーバーハング型踏切警報機	14
(5) 全方向閃光灯	14
(6) 遮断かん折損防止器	14
(7) 踏切監視カメラの設置	14
(8) 集中監視システム	14
2. 車両の安全対策	15
(1) 車内非常ボタン (S O S ボタン)	15

(2) 先頭車間転落防止ホロ	1 5
(3) 車両異常挙動検知システム	1 5
(4) 運転状況記録装置	1 5
(5) ドア誤扱い防止システム	1 5
3. 駅の安全対策	1 6
(1) C P ライン	1 6
(2) 音声告知 (オートボイス)	1 6
(3) 内方線付き点状ブロック	1 6
(4) 監視カメラ	1 6

VI. ご利用の皆様とともに

1. 新型コロナウイルス感染防止	1 7
(1) 注意喚起・啓蒙活動の実施	1 7
(2) 社員のマスク着用等	1 7
(3) 列車内の感染予防対策	1 7
2. お客様との連携	1 8
(1) 踏切事故防止啓発活動	1 8
(2) A E D の設置と使用訓練	1 8
(3) 緊急支援活動ワッペン	1 8
3. お客様へのお願い	1 9
(1) 踏切でのお願い	1 9
(2) 車内でのお願い	1 9
(3) ホームでのお願い	1 9
4. 安全の取り組みに対するご意見のご連絡先	2 0

ごあいさつ

平素は、IRいしかわ鉄道をご利用いただきましてありがとうございます。また、当社事業に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

当社は2015（平成27）年3月14日、北陸新幹線の長野・金沢間の開業に伴い西日本旅客鉄道(株)から経営分離された並行在来線のうち富山県境から金沢駅までの区間を引き受け開業いたしました。

開業以来多くのお客様にご利用いただき、2020年10月5日には、ご利用5000万人を達成することが出来ました。この日を迎えることが出来たのは、ひとえにご利用いただいた多くのお客様、そして、関係者の皆様のお支えの賜物であります。改めて心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が収束せず、厳しい経営環境が継続する中にあっても、公共交通・地域交通ネットワークの要としての使命を果たすべく、利便性の向上や経営の安定化に取り組み、地域から愛され信頼される鉄道会社として、また2023年春の開業が1年程度延期されることとなった金沢以西延伸に向けての準備を、気を緩めることなく着実に進めるとともに、将来にわたって地域を支える鉄道会社として、地域の発展、住民福祉の向上に寄与できるよう各種事業に取り組んでいきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染予防に関する取組みについては、国土交通省や厚生労働省からの要請及び「鉄道業界における感染防止のためのガイドライン」等を踏まえ、車両内の換気、つり革と手摺りの消毒・抗ウイルス抗菌コーティング加工の実施、全ての係員配置駅の改札窓口への消毒液の設置等の対策を実施しているとともに、社員の罹患防止対策を行っております。引き続きお客様や社員の安全を最優先に感染防止対策に努め、対応してまいります。

鉄道事業者の根幹は『安全・安心』であり、今後も「安全対策に終わりはなし」ことを念頭におき、日常業務に潜む「慣れ」を払拭し、「地道にコツコツと取り組む活動」等の定着による安全レベルの向上に努めてまいります。また、全社員が高い安全意識を持ち、事故「ゼロ」の究極の鉄道会社として、「安全・安心・快適サービス」を提供し、地域の皆様と共に良い沿線の実現を目指してまいります。

これからも地域、利用者の皆様には引き続き温かいご声援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

この安全報告書は、鉄道事業法第19条の4項に則り、輸送の安全確保のための取組み等を広くご理解いただくために公表するものです。

お客様におかれましては、本報告書をご高覧いただき、忌憚のないご意見やご感想をお聞かせくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。



IR いしかわ鉄道株式会社
代表取締役社長

七野 利明

安全の基本的方針と安全目標

1 2020年度 安全目標

「重大事故ゼロ・重大インシデントゼロ」「重大労災ゼロ」を実現します。

- ・死傷事故-----人の死傷に関わる事故防止に努めます。(ホーム事故・労災事故等)
- ・踏切事故-----踏切事故防止 啓発活動等、列車との衝突防止に努めます。
- ・部内原因による輸送障害事故-----予兆管理で安全・安定輸送の確保に努めます。

2015年3月開業以来の安全目標「重大事故ゼロ・重大インシデントゼロ」を目指し、全力で取り組んでまいりました。2020年度より、「重大労災ゼロ」を目標に追加し「重大労災防止」に取り組み、安全目標を達成する事が出来ました。

2 安全綱領と安全行動指針

「安全綱領」はIRいしかわ鉄道の安全の基盤であり、「安全行動指針」は当社の輸送の安全確保に関する基本的な指針を示したもので、社員一人ひとりがとるべき行動を示したものです。全社員に携帯用カードを配布することで、安全意識の向上を図っています。

【安全綱領】

- 1 安全の確保は、輸送の生命である。
- 2 規程の遵守は、安全の基礎である。
- 3 執務の厳正は、安全の要件である。

【安全行動指針】

私たちは、お客様のかけがえない命をお預かりしている責任を自覚し、「安全こそ最大の使命」との決意のもと、その礎として「安全行動指針」を定めます。

1. 規程等を遵守し、安全・正確な輸送を提供します。
2. 基本動作の実行、確認の励行と連絡を徹底します。
3. 知識、技能の向上のため、教育・訓練を実施します。
4. 組織や職責を越えて一致協力します。
5. 鉄道施設・車両状態を的確に把握し、機能を維持します。

携帯用カード

3 2020年度 安全行動指針の具体的取り組み

日常業務に潜む「慣れ」を払拭し、「地道にコツコツと取り組む活動」等の定着に取り組みました。

1 安全の確保（運転事故防止・労働災害防止）

- (1) 規程類、マニュアル類の根拠を理解し、「考動」する教育を促進します。
- (2) 基本作業・基本動作を実行し、「安全意識の向上」を図ります。

2 安定輸送

- (1) 異常時の対応能力を高め、情報の共有・迅速な復旧による正常運転の確保に努めます。
- (2) 設備・車両管理を徹底し、的確なメンテナンスによりリスクの低減に努めます。

3 コミュニケーション

「気がかり事象」の提出「PDCA」の活発な展開により、社員・系統間の「共有意識の向上」を図ります。

4 人材育成

若手社員への人材育成教育、ベテランからの技術の継承を強化します。

4

2021年度 安全基本方針

I. 安全目標

安全こそ最大の使命であり、

「重大事故ゼロ・重大インシデントゼロ」「重大労災ゼロ」を実現します。

- ・死傷事故・・・人の死傷に関わる事故防止に努めます。（ホーム事故・労災事故等）
- ・踏切事故・・・踏切事故防止啓発活動等、列車との衝突防止に努めます。
- ・部内原因による輸送障害事故・・・予兆管理で安全・安定輸送の確保に努めます。
- ※ 死傷事故・踏切事故・輸送障害事故の数値目標は2020年度の事故件数未満とする。

II. 安全行動指針

私たちは、お客様のかげがえのない尊い命をお預かりしている責任を自覚し、「安全こそ最大の使命」との決意のもと、その礎として「安全行動指針」を定めます。

1. 規程類を遵守し、安全・正確な輸送を提供します。
2. 基本動作の実行、確認の励行と連絡を徹底します。
3. 知識、技能の向上のため、教育・訓練を実施します。
4. 組織や職責を越えて一致協力します。
5. 鉄道施設・車両状態を的確に把握し、機能を維持します。

III. 安全目標達成への重点取り組み

日常業務に潜む「慣れ」を払拭し、「地道にコツコツと取り組む活動」等の定着による安全レベルの向上に取り組みます。

1 安全の確保（運転事故防止・労働災害防止）

- (1) 規程類、マニュアル類の根拠を理解し、「考動」する教育を促進します。
- (2) 基本作業・基本動作を実行し、「安全意識の向上」を図ります。

2 安定輸送

- (1) 異常時・災害時の対応能力を高め、情報の共有・迅速な復旧による正常運転の確保に努めます。
- (2) 設備・車両管理を徹底し、的確なメンテナンスによりリスクの低減に努めます。

3 コミュニケーション

「気がかり事象・ヒヤリハット」の提出「PDCA」の活発な展開により、社員・系統間の「安全意識の向上」を図ります。

4 人材育成

若手社員への人材育成教育、ベテランからの技術の継承を更に強化します。

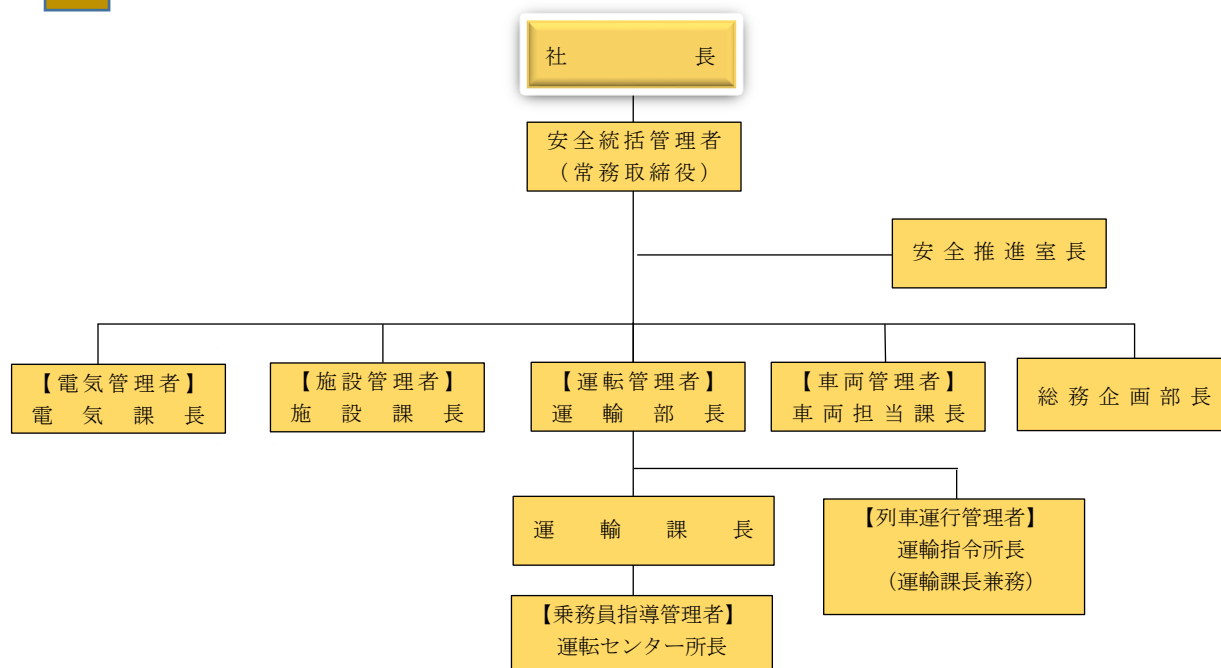
※「地道にコツコツと取り組む活動」等とは、気がかり事象を活用した全員参加型のリスク管理及びPDCA展開による各系統の取り組みの深度化・活性化をいいます。

安全管理体制

鉄道事業法に基づき、安全管理体制を確立し、輸送の安全水準の維持および向上を図ることを目的として、2014（平成26）年10月1日に鉄道安全管理規程を制定しました。

同規程では、鉄道事業における輸送の安全を確保するため、「鉄道安全規範」・「安全行動指針」をはじめ、社長が選任した安全統括管理者のもと、安全を推進し管理する社内の体制や各部門の責任者の役割・権限などを定めています。

1 安全確保に向けた体制



2 管理者の役割

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| ○社長 | 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。 |
| ○安全統括管理者 | 輸送の安全の確保に関する業務を統括する。 |
| ○安全推進室長 | 安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全確保に関する事項を推進する。 |
| ○運転管理者 | 安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する。 |
| ○施設管理者 | 安全統括管理者の指揮の下、施設に関する事項を統括する。 |
| ○電気管理者 | 安全統括管理者の指揮の下、電気に関する事項を統括する。 |
| ○車両管理者 | 安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を統括する。 |
| ○乗務員指導管理者 | 運転管理者の指揮の下、乗務員の資質の保持に関する事項を管理する。 |
| ○列車運行管理者 | 運転管理者の指揮の下、指令業務に関する事項を管理する。 |
| ○総務企画部長 | 設備投資、人事、財務、文書管理に関する事項を総括する。 |

3 安全管理体制の強化

< 1 > 「安全の日」の制定

会社をあげて「鉄道の安全」を最優先する意識の高揚を図るために、毎月14日を「安全の日」と定め、社長から朝礼の場で、安全の日の訓示と各センター等から安全重点取り組み項目を全社員へ伝達しています。



< 2 > 安全推進委員会

社長、安全統括管理者及び各系統別の管理者が出席し、月1回開催しています。

この会議では、当社で発生した輸送障害等の発生状況、他鉄道会社で発生した事故の要因及び事故防止対策や「気がかり事象」を審議し、関係各センターで情報の水平展開を図り、安全管理体制の向上に努めています。

< 3 > 安全統括管理者ミーティング

安全統括管理者を中心に各系統の管理者が出席し、安全の取り組み状況や課題について共有するために、四半期毎にミーティングを実施しています。

< 4 > 安全衛生委員会

産業医を交え、月1回の安全衛生委員会を開催し、労災に関する気がかり事象のリスクの見積の実施や、労働安全・衛生に関する重要事項、職場環境の改善等を審議し、社員の健康管理や労働災害防止に努めています。

< 5 > 安全監査・安全マネジメント監査

安全推進室が鉄道の現業部門に対して、安全監査を実施しています。現場調査・書類調査・ヒヤリング調査などを通じて、輸送の安全確保に関する業務が適正かつ効率的に行われているかをチェックし、監査の結果を社長、安全統括管理者に報告します。

安全マネジメント監査は、安全管理体制が適切に運営され、有効に機能しているかを監査し、必要により見直しを実施するため、毎年実施しています。

< 6 > 顧問による安全講話

IR社員を対象に、顧問の安全についての講話を6年間継続して実施しています。前年度の振り返りや安全の取り組みについて講話され、社員1人ひとりの安全意識のレベル向上に繋がっています。



鉄道運転事故等発生状況

1 鉄道運転事故

鉄道運転事故とは、法律により国土交通省に報告することが定められている事故のことで、列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、踏切障害事故、鉄道人身障害事故、鉄道物損事故をいいます。

2020年度は、鉄道運転事故は発生していません。今後も引き続き鉄道運転事故の発生防止に努めてまいります。

2 インシデント

「インシデント」とは、鉄道運転事故には至らなかったものの鉄道事故が発生する状況であったと認められる事態をいいます。

2020年度は、インシデントは発生していません。今後も引き続きインシデントの発生防止に努めてまいります。

3 輸送障害

2020年度に当社管内で発生した輸送障害の内訳は次の6件でした。

死傷（自殺）	運転規制	電力設備支障	雪害
1 件	2 件	1 件	2 件

※「輸送障害」とは、鉄道における輸送に障害を生じた事態であって、鉄道運転事故以外のもので、列車の運転を休止したもの又は、旅客列車にあっては30分以上、旅客列車以外の列車については1時間以上の遅延を生じたものなどをいいます。

輸送の安全確保の取り組み

1 事故防止の取り組み

< 1 > 気がかり事象の提出態勢と活用

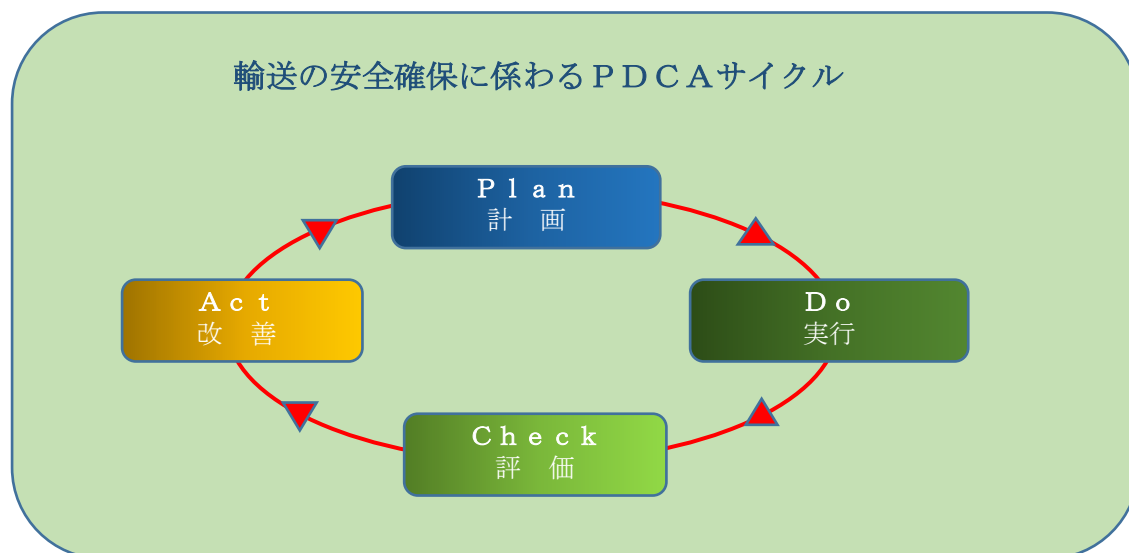
全社員が業務中に気になった事象や、ヒヤリハットなどの事故の芽情報を「気がかり事象」として提出し、各部門が工夫を凝らした方法・手法により水平展開を行ない、その原因や対策を実行し、事故防止を図っています。

2020年度は、全社員が参加し2, 787件の「気がかり事象」が提出され、全ての案件について、対策やコメントを社員に返しています。

これにより社員一人ひとりの安全性の向上を図っています。

< 2 > PDCAの取り組み

2020年度安全目標の重点取り組みをPDCAサイクルに基づいてチェック（確認）を行い、達成出来なかった項目について、Act（改善）を図り、翌月への計画プランに反映し、継続的に安全性向上に取り組んでいます。



< 3 > 「安全診断チーム」の設置

PDCAサイクルの推進策として、「安全診断チーム」を設置し、他箇所のPDCAサイクルの進捗状況を半年に1度、相互に診断することにより、PDCAサイクルの実行度を向上させ、安全レベルの向上を目指しています。

IV 輸送の安全確保の取り組み

2 社員の教育・訓練

各センターでは、年間訓練計画に基づき、定期的に訓練及び教育を行っています。

< 1 > IRいしかわ鉄道 総合事故対応訓練

2020年11月14日に当社車両基地において、警察・消防及び全社員を対象に総合事故対応訓練を実施しました。訓練内容は、森本駅～津幡駅間の中田踏切で列車と自動車が衝突したとの想定で行い、対策本部の設置、併発事故の防止、負傷者の救護誘導と正確な情報伝達を目的に実施しました。今年度は開業以来初めて、警察・消防の署員の方々にも訓練に参加して頂き、行政機関とIRいしかわ鉄道の連携を深める事が出来ました。



< 総合事故対応訓練開会式 >



< お客様救護訓練 >

< 2 > 西日本旅客鉄道株式会社との合同訓練（伝令法） 【運輸課・津幡駅】

運輸課では10月30日夜半から31日早朝にかけてJR七尾線津幡駅～本津幡駅間で車両故障のため運行不能となった列車を、津幡駅から現車を走らせて救援する訓練を行いました。訓練では各系統間の連絡打合せと、一つひとつ取扱いを確実にチェックして、異常時対応力の向上を図りました。



< 駅員による手信号現示 >



< JR 運転士に通告する駅員 >

＜3＞ 他会社の脱線復旧訓練への参加 【運輸課・車両】

10月13日、IRいしかわ鉄道と同形式車両を使用している西日本旅客鉄道株式会社の脱線復旧訓練に若手社員の技術向上を目的として参加しました。

実際に521系車両を脱線させ、安全第一の早期復旧を目指し、作業員の連携による復旧作業を確認しました。

今年度は脱線復旧器材の扱い方についても個別訓練を実施し習熟度向上を図りました。



＜521系電車脱線復旧訓練 JR 乙丸基地＞

＜4＞ 「他社との異常時訓練」及び「実務能力向上」の実施 【指令所】

指令所では、異常時対応のレベル向上と他部門との連携・情報共有を目的に、運転センター・電気センター・施設センター・津幡駅との合同訓練を実施しました。その他、JR貨物会社との会社境界口（東金沢駅構内）での車両故障を想定した伝令法訓練（スマート訓練）を行ない、会社間での取扱い方や相互の打合せ方等詳細について協議する事が出来ました。

また、毎週、火・木・土曜日を「訓練の日」と定めミニ訓練を実施しています。運輸指令・設備指令相互間においての指令間協議の重要性と情報共有を意識しながらの訓練となっています。また、毎月2回、若手指令員の勉強会を行い、日々の業務に対する不安解消や実務能力向上に取り組んでいます。



＜若手指令員勉強会の様子＞



＜JR貨物会社との異常時訓＞

IV 輸送の安全確保の取り組み

＜5＞ 電車を使用しての訓練 【運転センター】

運転センターでは、2020年10月20日から3日間現車走行訓練を実施しました。新任運転士・車掌が全体の半数を占め、規程やマニュアルの知識はあるものの経験不足から来る異常時の実務能力が未知数という課題が出てきました。そこで昨年までの訓練列車の設定時刻を大幅に見直してもらい、実際に停車駅大幅行過ぎ、異音感知、防護無線傍受、非常ブザー鳴動、線路内落とし物など、乗務員が不安に感じている事象を、走行訓練にできるだけ盛り込み、全員が実際に処置を完了するところまで行う走行訓練としました。異常時の疑似体験によってその後の、雪害対応も落ち着いて対処することが出来ました。



＜訓練開始の打合せ＞



＜異常時発生の連絡＞

＜6＞ 異常時を想定した復旧訓練 【施設センター】

施設センターでは、毎年異常時の対応能力の低下を防止するため、様々な異常時を想定した復旧訓練を行いました。レールの折損や、軌道の陥没など、列車の運行に支障が出る、線路設備故障等に対する復旧訓練や、昨年のような記録的な大雪を鑑み、営業列車への影響を最低限に抑えるため、迅速な除雪が行えるように、大型除雪機械の操縦訓練を実施し、社員の自然災害時対応能力を向上させ、列車遅延等によるお客様への影響を最小限抑えられるように、研鑽しました。



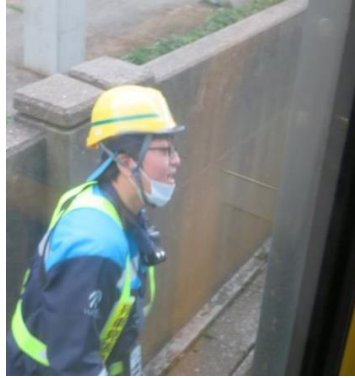
＜MCロータリー車操縦訓練＞



＜MCロータリー車による除雪作業＞

＜ 7 ＞ 列車防護合同訓練 【運輸・設備指令、運転・施設・電気センター】

当社の安全行動指針の根幹である、「安全こそ最大の使命」を基に、お客様の安全確保を最優先に確保するため、緊急時に列車を速やかに停車させ、併発事故防止による死傷事故を未然に防止する事を目的とした、実列車を使用した訓練を10月26、29日に実施しました。訓練の際には、弊社の各関係区所の社員はもちろん、協力会社様にもご参加いただき、安全・安定輸送を確保しています。



＜現車を使用した携帯用特殊信号発光機による列車防護訓練＞

＜ 8 ＞ 踏切遮断桿折損時の遮断桿取替訓練

【電気センター】

踏切遮断桿が折損した場合を想定して、遮断桿の取替訓練を実施し、電気センター社員全員が取替えることができるようになりました。

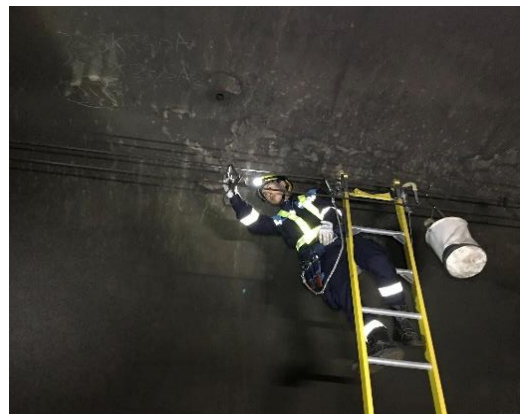


＜遮断桿取替訓練＞

＜ 9 ＞ 異常時復旧訓練 【電気センター】

直轄工事を定例的に実施し、電気社員の技術力向上に取り組んでいます。3月は倶利伽羅トンネル内で電車線の架高調整を実施し、電車への安定な電力供給を行うことにより、安定輸送につながっております。

また、異常時発生時の復旧の迅速化に対応しております。



＜異常時復旧訓練＞

IV 輸送の安全確保の取り組み

3 資質管理

< 1 > アルコール検知器の使用

運転士・車掌は乗務点呼の際にアルコール検知器により呼気濃度を測定し、酒気を帯びていないか、乗務員と当直助役が相互に確認し、運行の安全を確保しています。

< 2 > 運転士の眼鏡確認

動力車操縦者の運転免許の条件に「矯正眼鏡を使用すること」と記載されている運転士に対して、当直助役が乗務点呼で眼鏡の着用と、コンタクトレンズ使用の場合は予備眼鏡の所持を確認しています。

< 3 > SASの対応

運転士に対して、年2回のSAS（睡眠時無呼吸症候群）チェック表によりチェックを行い、簡易検査が必要と認めた場合には簡易検査を実施し、更に疑いがある場合には精密検査を行っています。また3年に一度は必ず簡易検査を実施し、SASによる事故の未然防止を図っています。

< 4 > 乗務員の定期研修及び技能確認

運転士・車掌は3年に一度定期研修と技能確認を実施し、定期研修では、運転業務の知識確認を行い、技能確認では、運転取扱いを確認しています。

< 5 > 新人乗務員のフォローアップ研修

新人運転士・車掌への教育・訓練を充実させるため、新任から3ヶ月、6ヶ月、1年目にフォローアップ研修を実施しています。

初心に返る気持ちを忘れずに、乗務中に不安に思ったことや根拠が分からず不安に思っていることなどを解消し、職責の重要性を再確認させる目的で、安全意識・知識・技能のフォローアップに努めています。

安全対策

1 踏切の安全対策



< 1 > 障害物検知装置

踏切における事故を防止するため、障害物検知装置を設置し事故防止を図っています。

障害物検知装置には、発光器と受光器間の光線が遮られることにより障害物を検知する光式と、踏切道面にループ状の電線コイルを埋め込み、自動車等の金属体を検知するループコイル式、また踏切全体をレーザーでスキャンして感知する三次元レーザーレーダ式障害物検知装置があります。

障害物検知装置で検知した場合は、踏切に設置している特殊信号発光器に赤（停止）を点滅させ運転士に知らせます。



< 2 > 踏切遮断不良検知装置

踏切遮断不良検知装置は、何らかのトラブルで遮断桿が完全に降下しない場合にそのことを検知して、踏切に設置している特殊信号発光器に赤（停止）を点滅させて運転士に知らせます。

< 3 > 踏切支障報知装置

踏切支障報知装置は、踏切の異常発生を運転士に知らせるものです。通行車両が踏切内立ち往生時や異常を発見した際にボタンを押していただくことにより、踏切に設置している特殊信号発光器に赤（停止）を点滅させて運転士に知らせます。



V 安全対策

< 4 > オーバーハング型踏切警報機

道路の真上に閃光灯を設置し、通行する自動車などから踏切を認識しやすくしたオーバーハング型踏切警報機を採用しています。オーバーハング踏切は、交通量の多い弥勒縄手踏切に設置しています。



< 5 > 全方向閃光灯

通行車両から踏切状態を認識しやすくするため、全方向から視認できる全方向閃光灯を採用し、踏切事故防止に努めています。



< 6 > 遮断かん折損防止器

踏切が遮断しているとき、内側からゆっくりと遮断かんを押すと外に出ることができます。主に、自動車が通行する踏切に導入しています。



< 7 > 踏切監視カメラの設置

踏切道で事故等が発生した場合の早期状況把握及び障害復旧の迅速化を目的とし、交通量の多い2カ所の踏切に設置しています。

< 8 > 集中監視システム

設備指令において全踏切の状態を監視しています。踏切に異常が生じると踏切故障が表示され、運輸指令を介して走行中の列車の緊急停止手配や、運転士に踏切故障の通告をします。



2 車両の安全対策



< 1 > 車内非常ボタン（SOSボタン）

車内で急病人や非常事態が発生した場合に、お客様から乗務員に通報できるよう、全車両に非常通報装置を設置しています。ボタンを押すことにより、ブザーが鳴動し、乗務員と直接通話ができます。



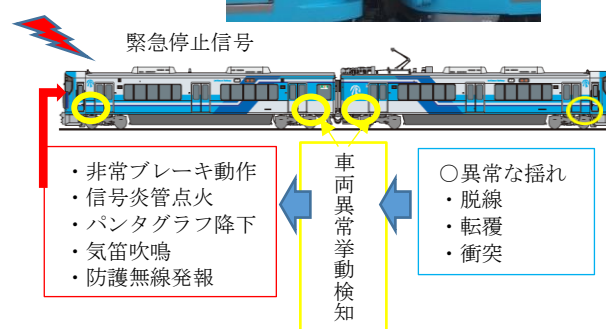
< 2 > 先頭車間転落防止ホロ

ホームのお客様が、誤って車両の連結部から線路内に転落することを防止するため、車両の連結部には転落防止ホロを設置しています。



< 3 > 車両異常挙動検知システム

このシステムは列車の異常な揺れ（脱線・衝突）を感知し、自動的に列車を緊急停止させるシステムです。また、緊急停止信号を発信し、他の列車の運転士にも危険を知らせ、併発事故を防止しています。



< 4 > 運転状況記録装置

運転状況記録装置とは、列車の運行に関するデータ（時刻・速度・位置・制御・ブレーキ・ATS動作等）を記録するもので、車両技術基準により設置が義務付けられています。

< 5 > ドア誤扱い防止システム

ホームの無い箇所で乗務員がドア開扱いすることを防止する目的で設置しています。車両の前頭部に設置された超音波センサーにより、編成両端のホームの有無を検知し、編成全体がホーム内に停車している場合のみドア開扱いが可能となります。

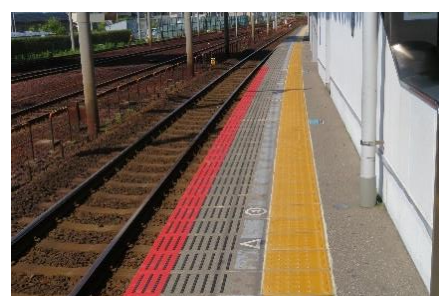
V 安全対策

3 駅の安全対策



<1> CPライン

CP（Color Psychology、色彩心理）ラインとは、視覚的・心理的にホーム先端部の危険性を認識していただき、ホーム内側への歩行を促すもので、2018年度に東金沢、森本、津幡駅に設置しました。



<2> 音声告知（オートボイス）

ホーム幅が狭くなっている箇所に対し、音声で告知する装置を設置しました。これは、人間の動きを自動感知して、ホーム幅が狭くなっている旨の注意喚起を音声にてお客様にお知らせしています。特に目の不自由なお客様の方には有効なホーム転落防止対策です。



<3> 内方線付き点状ブロック

目の不自由なお客様がホームから転落されることを防止し、安全かつ安心して駅を利用できるようにするため、2020年度は全ての駅に内方線付き点状ブロックを設置しました。

内方付き点状ブロックとは、従来の点状ブロックに線状の突起が加わったもので、線状の突起がある方向が安全なホーム側を示しています。



<4> 監視カメラ

雪害対策として、津幡駅・倶利伽羅駅に監視カメラを設置しています。線路内やポイント付近の積雪状況をいち早く確認が出来、早期対応が出来るようになりました。



ご利用の皆様とともに

1

新型コロナウイルス感染防止

<1> 注意喚起・啓蒙活動の実施

駅構内および当社ホームページにおいて感染予防のための啓発ポスターの掲出を行っているほか、駅構内・車内放送にて、お客様への手洗い・マスクの着用及び、通勤時間帯の混雑状況をお知らせし、分散乗車へのご協力をお願いしています。

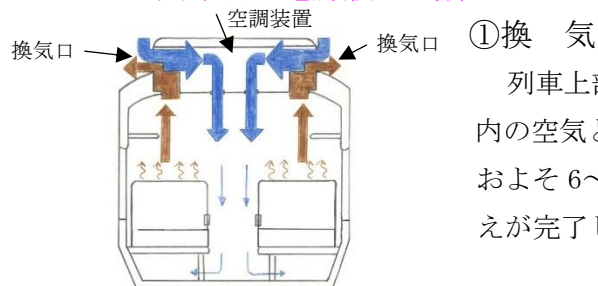
<2> 社員のマスク着用等

お客様と濃厚接触のおそれの高い駅員や乗務員に対して、マスクの着用と手洗いの励行を指示し、感染防止に努めております。また、各駅窓口には、駅員とお客様との非接触シートを活用しています。



<足元待機表示シート>

<3> 列車内の感染防止対策



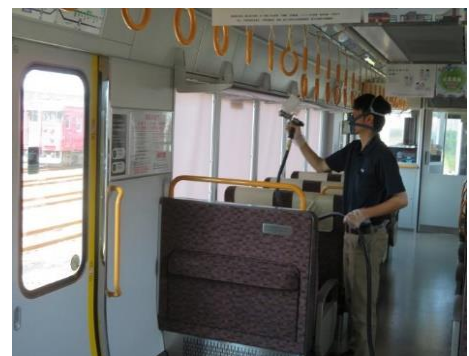
①換 気

列車上部の空調装置により、換気口を通じて常時列車内の空気と外の空気とを入れ替えています。およそ6～8分で、列車内の空気と外の空気との入れ替えが完了します。

<列車内の空気（茶色）と外の空気（青）の入れ替えの様子>

②消毒・抗菌

つり革や手すりへのアルコール消毒を随時行っているほか、お客様が触れる箇所（座席シートなど）をはじめとする車内全面に、「抗ウイルス・抗菌加工」を施しています。これによりウイルスや菌が分解されるため、安心して列車をご利用いただけます。



<抗ウイルス・抗菌加工の様子>

VI ご利用の皆様とともに

2 お客様への連携

<1> 踏切事故防止啓発活動

春・秋の全国交通安全運動では、沿線の小・中学校を訪問し、踏切事故防止のご協力をお願いしています。

<2> AEDの設置と使用訓練

AED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）は、心臓突然死から人命を救うため、心臓に電気ショックを与え心臓本来のリズムを取り戻す機器です。

当社では、東金沢駅、森本駅、津幡駅にAEDを設置しています。

AEDを使うことによって大切な命が救われる可能性が高まります。医療従事者以外の方でも使用が認められておりますので、もしもの場合は御利用ください。

12月3日に、自衛消防訓練においてAEDの使用訓練を開催しました。

社員がお客様の救命処置を的確に行うことが出来るように、心肺蘇生・AED操作方法などの実技訓練を行って緊急時に備えています。



<3> 緊急支援活動ワッペン

社員が通勤および私用で当社線を利用している時に大規模災害や事故に遭遇し、急遽支援活動にあたる際に、一目で当社社員であることが判別できるようワッペンを作成し、全社員に配布しています。



3 お客様へのお願い

< 1 > 踏切でのお願い

警報機が鳴り始めた時は

電車が接近しています。無理な横断は大変危険ですので、電車の通過を待ってから横断してください。

踏切内で車両等が立ち往生した時、又は踏切およびその付近で異常を発見した時は

非常ボタンを押してください。運転士に異常が知らされ電車が止まります。

※非常ボタンを押した時は、非常ボタンの下に掲示してあるフリーダイヤルにご連絡ください。



< 2 > 車内でのお願い

車内でお客様が急病になられた場合や、迷惑行為を発見した場合は

緊急時に乗務員へ知らせるSOSボタンを設置しています。（車内非常ボタン）

車内で火災が発生した場合は

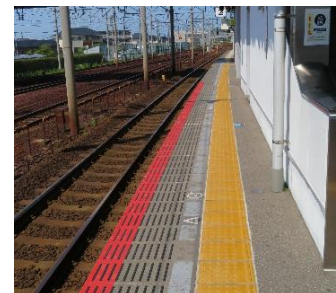
火災に備え、車内に消火器を設置しています。



< 3 > ホームでのお願い

各駅ホーム点状ブロック付近では

目の不自由なお客さまのホームからの転落事故防止のため、各駅のホームに点状ブロックを設置しています。列車をお待ちの際には、点状ブロックの上に立ったり、お荷物を置かないようにしてください。



歩きながらの携帯電話のご使用は

ホームからの転落事故につながったり、電車や他のお客様と接触したりする恐れがあり大変危険です。お控えください。



●ホームで歩きながら、電車に乗り降りする際のスマートフォンの操作は危険です。お止めいただきますようご協力をお願いします。
●線路に携帯電話等を落とされた場合は、車掌・運転士が駅員にご連絡ください。
●線路へ降りることは危険です。絶対に線路へ降りないようお願いいたします。

IRいしかわ鉄道（株）

VI ご利用の皆様とともに

線路内に物を落とされた時は

駅係員及び乗務員にお知らせください。線路内に下りることは、電車との接触事故に繋がる恐れがあり大変危険ですのでお止めください。

電車にご乗車される時は

整列乗車にご協力をお願いします。また発車間際の駆け込み乗車は転倒・転落に繋がり大変危険ですのでお止めください。電車の遅れの原因となります。ホームには列車の編成に合わせて乗車位置が示されています。

不審物等を発見した時は

万一、駅構内や車内で不審物を発見した場合は、触れたり、臭いを嗅いだり、動かしたりせず、駅係員又は乗務員にお知らせください。

不審者対策として、各駅に防犯カメラを設置。また、不審物対策として全面に透明パネルを配置した視認性の高いゴミ箱を各駅に配置しています。



4

安全の取り組みに対するご意見のご連絡先

安全報告書のご感想、当社の安全への取り組みに対するご意見をお寄せください。

I R いしかわ鉄道株式会社

TEL 076-256-0560 FAX 076-256-0561 9:00～18:00 (土・日・祝を除く)

ホームページ URL : <http://ishikawa-railway.jp/>